

「野焼き」は禁止行為です！

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、原則としてすべての廃棄物について野焼きが禁止されています。

廃棄物処理のポイント

①ドラム缶やブロック 囲い等の焼却は禁止です。

焼却炉で焼却することは法律で認められていますが、厳しい炉の構造基準が設けられています。ドラム缶やブロック等で囲っただけでの焼却炉は認められませんので、やめましょう。

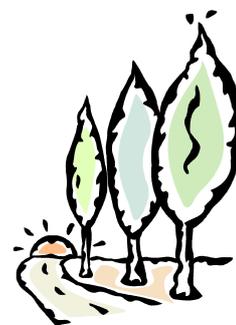


②農業上排出された廃棄物は適正処理しましょう。

農業上排出された豆がら、麦稈、長いも茎葉、ネットなどは堆肥として利用するか、廃棄物として処理業者などに依頼して適正に処理しましょう。

③防風林の敷地の木の根は焼却できません。

農業上整備されている防風林などの木の根は廃棄物になります。焼却処理することは禁止されていますので、処理業者などに依頼して適正に処理しましょう。



④庭木から出た枯葉・枝等はゴミの日に出しましょう。

指定ごみ袋（燃やすごみ）に入れて出してください。また、ゴミ処理券を貼る場合は、太さ 5 センチ以内で長さ 1 メートル以下に切り、1 メートル程度のひもでしばって、ひもにゴミ処理券を 2 つ折りにして出してください。

～ 問合せ先～

帯広市都市環境部環境室環境課環境対策係
Tel0155-65-4136

～ 処理業者に関する問い合わせ先～

帯広市都市環境部環境室清掃事業課
Tel0155-37-2311

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（焼却禁止）

第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は **周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である** 廃棄物の焼却として政令で定めるもの

※周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である 廃棄物の焼却として政令で定めるもの

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）

（焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却）

第十四条 法第十六条の二第三号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 三 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

罰則

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～十四 略

十五 第十六条の二の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

2 前項第十二号、第十四号及び **第十五号の罪の未遂は、罰する。**

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第二十五条第一項第一号から第四号まで、第十二号、第十四号若しくは第十五号又は第二項三億円以下の罰金刑